

監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 610	監査基準報告書 610
内部監査人の作業の利用 2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 改正 2024年9月26日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 内部監査人の作業の利用》 《(1) 内部監査人との協議及び調整》(第17項参照) A26. 監査基準報告書200は、監査人が職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することの重要性について記載している。これには、監査証拠として利用する記録や証憑書類又は質問に対する回答の信頼性に疑念を抱かせるような情報に注意を払うことが含まれる（監基報200第14項及びA17項参照）。したがって、監査対象期間を通して内部監査人とのコミュニケーションを行うことによ	内部監査人の作業の利用 2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2024年9月26日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 内部監査人の作業の利用》 《(1) 内部監査人との協議及び調整》(第17項参照) A26. 監査基準報告書200は、監査人が職業的懐疑心を保持して監査を計画し実施することの重要性について記載している。これには、監査証拠として利用する記録や証憑書類又は質問に対する回答の信頼性に疑念を抱かせるような情報に注意を払うことが含まれる（監基報200第14項及びA17項参照）。したがって、監査対象期間を通して内部監査人とのコミュニケーションを行うことによ

改正案	現 行
り、監査人は、監査手続に影響を及ぼす可能性のある事項を把握し、それらの事項を重要な虚偽表示リスクの識別及び評価において考慮することができる。さらに、そのような情報が財務諸表の重要な虚偽表示リスクが高いことを示唆している場合や、不正又は不正の疑い（不正の申立てを含む。）に関連している可能性がある場合には、監査人は監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」に従って不正による重要な虚偽表示リスクの識別において考慮することとなる（監基報315付録4 参照）。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上	り、監査人は、監査手続に影響を及ぼす可能性のある事項を把握し、それらの事項を重要な虚偽表示リスクの識別及び評価において考慮することができる。さらに、そのような情報が財務諸表の重要な虚偽表示リスクが高いことを示唆しているか、又は不正、不正の疑い若しくは不正の申立てに関連している可能性がある場合、監査人は監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」に従って不正による重要な虚偽表示リスクの識別において考慮することとなる（監基報315付録4 参照）。 （省 略） 《Ⅳ 適用》 （省 略） 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A14 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A13 項及び A14 項） － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024 年 9 月 26 日改正） ・ <u>本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> － <u>監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）</u>	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022年 7 月25日変更） （修正箇所：A14項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年 7 月21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 1 月 12 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：A13 項及び A14 項） － 監査基準報告書 600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023 年 1 月 12 日改正） （修正箇所：上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年 9 月26日改正）
	以 上